

令和6年5月20日  
福島労働局

## 雇用保険受給資格者証の誤交付事案の発生について

福島労働局（局長 井口真嘉）は、ハローワーク須賀川（所長 坂内隆）における個人情報に係る文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

### 1 概要

ハローワーク須賀川（以下「須賀川所」という。）において、失業認定のため来所した受給者Aに対し、受給者Bの雇用保険高年齢受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を誤交付した事案を発生させた。

受給資格者証には、受給者Bに係る氏名、性別、年齢、生年月日、雇用保険支給番号、雇用保険被保険者番号、求職番号、振込金融機関名・支店名・口座番号、基本手当日額、所定給付日数、資格取得年月日、離職年月日、前職事業所名及び支給決定額等が記載されていた。

### 2 事実経過

- （1）令和6年5月9日、職員Cが雇用保険の窓口で、失業認定日で訪れた受給者Aを受付番号で呼んだ。この際、受付番号の確認のみで本人確認をしなかった。その後、所定の保管場所にあった受給者Bの受給資格者証を取り出し、受給者Aが提出した失業認定申告書の失業認定を行った。
- （2）失業給付の支給処理を受給者Bの受給資格者証に行った。その後、本人確認をしないまま支給額のみ説明し、受給者Aに受給資格者証を手交した。
- （3）受給者Aが帰宅し、家族に受給資格者証を見せたところ、表面の氏名が違っていると指摘され、同日、須賀川所に再度来所し、別人の受給資格者証を渡されたとの申し出があった。
- （4）職員Cが受給資格者証を確認したところ、受給者Aとは別人の受給者Bのものであることを確認し、誤交付したことが判明した。受給者Bの受給資格者証は、その場で直ちに回収した。
- （5）受給者Aに対し、所長から職員Cのミスによる誤交付である旨を説明し、謝罪した。
- （6）同日、受給者Bが失業認定日で訪れた際に、所長から職員Cの確認ミスにより、受給者Bの受給資格者証を誤交付してしまったことを説明し、謝罪を行った。受給者Bは事情を了承し、これ以上の謝罪は不要との申し出をいただいた。

### 3 発生要因

- (1) 受給者Aを受付番号で呼び出した後、本人確認を行わなかったこと。
- (2) 支給処理後、受給者Aへ受給資格者証を交付する際に、支給額のみ説明し、本人確認を行わなかったこと。

### 4 再発防止策

福島労働局では、個人情報保護に関する研修テキスト（マニュアル）により研修を実施し、日常の業務を行う中で個人情報漏えい防止のための基本動作が確実に行われるように取り組んでいるところである。しかし、今般、個人情報の漏えい事案が発生したため、下記のとおり再発防止策を講じた。

#### 【須賀川所における再発防止対策】

- (1) 5月9日に所長より全職員に対して、事案の経過説明と書類交付時の氏名及び生年月日の確認を含む個人情報漏えい事案の防止のための基本動作の更なる徹底を指示した。
- (2) 5月15日までに、全職員に対して緊急の個人情報漏えい防止研修を実施した。
- (3) 所長以下管理職員が日常的に窓口等現場での職員個々の取扱い状況について点検を行い、適宜、アドバイスを実施し、個人情報取扱いの基本動作の徹底を図る。

#### 【福島労働局における再発防止策】

- (1) 5月9日に総務部長から各所属長に対し、個人情報取扱いの基本動作が行われているかの緊急点検を指示した。
- (2) 5月10日に緊急の公共職業安定所長会議を開催し、職業安定部長から所長等管理者に、個人情報の管理及び個人情報漏えい防止のための基本動作の更なる徹底を指示した。併せて、速やかな全職員に対する周知・徹底と日常的に管理職員による窓口等現場での目視点検を行うことを指示した。

#### 【担当】

福島労働局職業安定部職業安定課  
課長 管家 孝弘  
電話 024-529-5338